

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>(職員の範囲) 第3条 この規則において、職員とは、法人に雇用される者 <u>(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。)</u>に基づき、神奈川県から派遣された職員(以下「<u>県派遣職員</u>」という。)を含む。)をいう。ただし、次の各号に掲げる者を<u>除く。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(用語の定義) 第4条 この規則において、次の各号に掲げる用語の<u>意義</u>は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(解雇) 第21条 (略) 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。 (1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。 (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 3 前項第2号の場合であっても、業務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられその刑の執行が猶予された職員について、情状を考慮して理事長が特に必要があると認めるときは、解雇しないものとする。ただし、その刑の執行の猶予の言渡しを取り消された場合には、解雇する。 4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(週休日等の振替及び半日勤務時間の割振り変更) 第47条 (略) 2 所属長は、前項の規定に基づき週休日等の振替及び半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、これを行った後において、<u>4</u>週間ごとに勤務時間の割り振りについて定める場合には週休日が毎4週間につき <u>4</u>日以上になるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。また、暦月ごとに勤務時間の割り振りについて定める場合には週休日が毎1週間につき1日以上となるように</p>	<p>(略)</p> <p>(職員の範囲) 第3条 この規則において、職員とは、法人に雇用される者<u>で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。)</u>に基づき、神奈川県から派遣された職員(以下「<u>県派遣職員</u>」という。)を含み、次の各号に掲げる者を除いたものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(用語の定義) 第4条 この規則において、次の各号に掲げる用語の<u>定義</u>は、<u>それぞれ</u>当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(解雇) 第21条 (略) 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。 (1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。 (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 3 前項第2号の場合であっても、業務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により <u>禁錮</u>以上の刑に処せられその刑の執行が猶予された職員について、情状を考慮して理事長が特に必要があると認めるときは、解雇しないものとする。ただし、その刑の執行の猶予の言渡しを取り消された場合には、解雇する。 4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(週休日等の振替及び半日勤務時間の割振り変更) 第47条 (略) 2 所属長は、前項の規定に基づき週休日等の振替及び半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、これを行った後において、<u>4</u>週間ごとに勤務時間の割り振りについて定める場合には週休日が毎4週間につき <u>4</u>日以上になるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。また、暦月ごとに勤務時間の割り振りについて定める場合には週休日が毎1週間につき1日以上となるように</p>	<p>・文言の整理</p> <p>・文言の整理</p> <p>・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正</p> <p>・文言の整理</p>

新	旧	改正理由等
<p>しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第51条 年次休暇は、<u>1年</u>につき20日とする。</p> <p>2 前項に規定する<u>1年とは</u>、4月1日から翌年3月31日までの<u>期間(以下「年度」という。)</u>とする。</p> <p>3 <u>5月以降</u>において、新たに職員となった者のその年度の年次休暇は、別表第1のとおりとする。</p> <p>4 年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、職員から願い出があったときは、半日を単位として与えることができる。</p> <p>5 年次休暇は、その年次休暇が付与された日を起算日とする1年間の翌1年間に限り繰り越すことができる。</p> <p>(年次休暇の時間単位での付与)</p> <p>第51条の2 労使協定に基づき、前条の年次休暇のうち、年度について5日の範囲で、時間単位の年次休暇(以下「時間単位年休」という。)を与える<u>ことができる。</u></p> <p>2 時間単位年休を日<u>に換算する場合の</u>時間数は、<u>次の各号</u>のとおりとする。</p> <p>(1) 所定勤務時間が5時間を超え6時間以下の者・・・6時間<u>をもって1日とする。</u></p> <p>(2) 所定勤務時間が6時間を超え7時間以下の者・・・7時間<u>をもって1日とする。</u></p> <p>(3) 所定勤務時間が7時間を超え8時間以下の者・・・8時間<u>をもって1日とする。</u></p> <p>(4) 上記以外の所定勤務時間の者・・・前3号の例によるものとする。</p> <p>(5) 日によって所定勤務時間数が異なる者・・・1年間(又は契約期間)における1日平均所定勤務時間数<u>をもって1日とする。</u></p> <p>3 時間単位年休は1時間<u>を単位として与える。</u></p> <p>4 <u>前項までに定めるもののほか、定めのない事項</u>については、前条の<u>規定を準用</u>する。</p> <p>(略)</p> <p>(懲戒の種類及び程度)</p> <p>第63条 懲戒の種類及び程度は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第51条 年次休暇は、<u>1の年度</u>につき20日とする。</p> <p>2 前項に規定する<u>1の年度</u>は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、その年度の中途</u>において、新たに職員となった者のその年度の年次休暇は、別表第1のとおりとする。</p> <p>4 年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、職員から願い出があったときは、半日を単位として与えることができる。</p> <p>5 年次休暇は、その年次休暇が付与された日を起算日とする1年間の翌1年間に限り繰り越すことができる。</p> <p>(年次休暇の時間単位での付与)</p> <p>第51条の2 労使協定に基づき、前条の年次休暇のうち、<u>1の年度</u>について5日の範囲で、次により時間単位の年次休暇(以下「時間単位年休」という。)を与える。</p> <p>2 時間単位年休を<u>取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する</u>時間数は、<u>以下</u>のとおりとする。</p> <p>(1) 所定勤務時間が5時間を超え6時間以下の者・・・6時間</p> <p>(2) 所定勤務時間が6時間を超え7時間以下の者・・・7時間</p> <p>(3) 所定勤務時間が7時間を超え8時間以下の者・・・8時間</p> <p>(4) 上記以外の所定勤務時間の者・・・前3号の例によるものとする。</p> <p>(5) 日によって所定勤務時間数が異なる者・・・1年間(又は契約期間)における1日平均所定勤務時間数</p> <p>3 時間単位年休は1時間単位<u>とする。</u></p> <p>4 <u>上記以外</u>の事項については、前条の<u>年次休暇と同様</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p>(懲戒の種類及び程度)</p> <p>第63条 懲戒の種類及び程度は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>・文言の整理</p> <p>・文言の整理</p>

新	旧	改正理由等																								
<p>(3) 減給 給与の一部を減額する。ただし、<u>1</u>回の額は平均賃金の<u>1</u>日分の半額を超えず、その総額は1給与支払期間の給与総額の10分の1を限度とする。</p> <p>(4) 戒告 職員にその責任を確認し、及びその将来を戒める。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>附 則 1～11 (略)</p>	<p>(3) 減給 給与の一部を減額する。ただし、<u>1</u>回の額は平均賃金の<u>1</u>日分の半額を超えず、その総額は1給与支払期間の給与総額の10分の1を限度とする。</p> <p>(4) 戒告 職員にその責任を確認し、及びその将来を戒める。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>附 則 1～11 (略)</p>	<p>・文言の整理</p>																								
<p>12 <u>(削除)</u></p>	<p>12 <u>県派遣職員に対する第51条及び第51条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>	<p>・削除(本則へ移行)</p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 636 1614 684">読み替える規定</th> <th data-bbox="1623 636 2059 684">読み替えられる字句</th> <th data-bbox="2068 636 2487 684">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 690 1614 730">第51条第1項</td> <td data-bbox="1623 690 2059 730">の年度</td> <td data-bbox="2068 690 2487 730">年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 737 1614 777">第51条第2項</td> <td data-bbox="1623 737 2059 777">の年度</td> <td data-bbox="2068 737 2487 777">年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 783 1614 867"></td> <td data-bbox="1623 783 2059 867">4月1日から翌年3月31日までとする。</td> <td data-bbox="2068 783 2487 867">暦年とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 873 1614 913">第51条第3項</td> <td data-bbox="1623 873 2059 913">年度の中途において</td> <td data-bbox="2068 873 2487 913">年の中途において</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 919 1614 1140"></td> <td data-bbox="1623 919 2059 1140">年度の年次休暇は、別表第1のとおり</td> <td data-bbox="2068 919 2487 1140">年の年次休暇は、神奈川県における在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮した日数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1146 1614 1186">第51条第5項</td> <td data-bbox="1623 1146 2059 1186">年次休暇は、その年次休暇が付与された日を起算日とする1年間の翌1年間に限り</td> <td data-bbox="2068 1146 2487 1186">第1項又は第3項の規定により定められている年次休暇の日数からその年に受けた年次休暇の日数(前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。)を差し引いた日数があるときは、その日数を限度として、当該年の翌年に</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1192 1614 1627">第51条の2第1項</td> <td data-bbox="1623 1192 2059 1627">の年度</td> <td data-bbox="2068 1192 2487 1627">年</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第51条第1項	の年度	年	第51条第2項	の年度	年		4月1日から翌年3月31日までとする。	暦年とする。	第51条第3項	年度の中途において	年の中途において		年度の年次休暇は、別表第1のとおり	年の年次休暇は、神奈川県における在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮した日数	第51条第5項	年次休暇は、その年次休暇が付与された日を起算日とする1年間の翌1年間に限り	第1項又は第3項の規定により定められている年次休暇の日数からその年に受けた年次休暇の日数(前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。)を差し引いた日数があるときは、その日数を限度として、当該年の翌年に	第51条の2第1項	の年度	年	<p>・削除(本則へ移行)</p>
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																								
第51条第1項	の年度	年																								
第51条第2項	の年度	年																								
	4月1日から翌年3月31日までとする。	暦年とする。																								
第51条第3項	年度の中途において	年の中途において																								
	年度の年次休暇は、別表第1のとおり	年の年次休暇は、神奈川県における在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮した日数																								
第51条第5項	年次休暇は、その年次休暇が付与された日を起算日とする1年間の翌1年間に限り	第1項又は第3項の規定により定められている年次休暇の日数からその年に受けた年次休暇の日数(前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。)を差し引いた日数があるときは、その日数を限度として、当該年の翌年に																								
第51条の2第1項	の年度	年																								
<p>13 <u>(削除)</u></p>	<p>13 <u>県派遣職員に対する第52条に規定する別表第2の適用については、同表中「1の年度」とあるのは「1年」と、「1の年度とは、4月1日から翌年3月31日までとする。」とあるのは「1年とは、暦年とする。」とする。</u></p>	<p>・削除(本則へ移行)</p>																								
<p>14 <u>職員(県派遣職員を除く。以下この項において同じ。)が、人事交流等により、引き続いて神奈川県へ転籍出向となり、再び引き続いて職員となった場合、神奈川県との取決めにおいて定められた事項については当該事項を適用し、当該取決め定めがない事項についてはこの規則を適用す</u></p>	<p>14 <u>法人から神奈川県に転籍出向した者であって、神奈川県の業務に従事する期間が満了又は終了し、神奈川県の職員としての在職に引き続き、法人の職員として採用された者のその年度の年次休暇については、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の転籍出向に関する取決めを適用する。</u></p>	<p>・県への転籍出向者の取扱いについての規定</p>																								

新	旧	改正理由等																												
<p><u>る。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>(刑法等の一部改正に伴う改正に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行日並びに規程施行日（以下これらを「法施行日」という。）前に禁錮以上の刑に処せられた者（拘禁刑に処せられた者に係る法令の規定により、法施行日以後に、禁錮以上の刑に処せられた者とみなされた者を含む。）に係るこの規程による改正後の第21条第2項（第2号に係る部分に限る。）及び第3項の規定の適用については、懲役又は禁錮に処せられた者を拘禁刑に処せられた者とみなす。</u> <u>(県派遣職員の年次休暇に関する経過措置)</u></p> <p><u>3 県派遣職員は、次の各号に応じ、当該各号に定めるとおり経過措置を設ける。</u></p> <p><u>(1) 令和8年3月31日に在職する者 改正後の就業規則第51条第5項の規定にかかわらず、改正前の就業規則第51条第1項及び第3項並びに附則の規定により付与された年次休暇の日数（同条第5項の規定により繰り越された年次休暇の日数を含む。）のうち同日までに費消しなかった日数については20日を限度として令和9年3月31日まで繰り越すことができる。</u></p> <p><u>(2) 令和8年4月1日以降に新たに県派遣職員となる者 改正後の就業規則第51条第5項の規定にかかわらず、神奈川県の規定により付与された年次休暇の日数（神奈川県の規定により繰り越された年次休暇の日数を含む。）のうち同日までに費消せず、県との取決めにより引き継いだ日数については20日を限度として令和9年3月31日まで繰り越すことができる。</u></p> <p>別表第1（第51条関係）</p> <p>新規採用者年次休暇表</p> <table border="1" data-bbox="118 1638 1285 1963"> <thead> <tr> <th>採用月</th> <th>休暇日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>18日</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>17日</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>13日</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>12日</td> </tr> </tbody> </table>	採用月	休暇日数	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	5月	18日	6月	17日	7月	15日	8月	13日	9月	12日	<p>別表第1（第51条関係）</p> <p>新規採用者年次休暇表</p> <table border="1" data-bbox="1314 1638 2493 1963"> <thead> <tr> <th>採用月</th> <th>休暇日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>4月</u></td> <td><u>20日</u></td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>18日</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>17日</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>13日</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>12日</td> </tr> </tbody> </table>	採用月	休暇日数	<u>4月</u>	<u>20日</u>	5月	18日	6月	17日	7月	15日	8月	13日	9月	12日	<p>・文言の修正</p>
採用月	休暇日数																													
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																													
5月	18日																													
6月	17日																													
7月	15日																													
8月	13日																													
9月	12日																													
採用月	休暇日数																													
<u>4月</u>	<u>20日</u>																													
5月	18日																													
6月	17日																													
7月	15日																													
8月	13日																													
9月	12日																													

新			旧			改正理由等
10月	10日		10月	10日		
11月	8日		11月	8日		
12月	7日		12月	7日		
1月	5日		1月	5日		
2月	3日		2月	3日		
3月	2日		3月	2日		
別表第2（第52条関係） 年次休暇以外の休暇			別表第2（第52条関係） 年次休暇以外の休暇			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実婚を対象とする制度の拡大に係る改正</li> <li>・文言の修正</li> <li>・令和5年度組合妥結事項を明記</li> </ul>
休暇の種類 (略)	理由	期間	休暇の種類 (略)	理由	期間	
4 育児休暇	職員（育児休暇の承認を受けようとする時間において、育児休暇により育てようとする子を職員以外の当該子の親が育てることができる場合における当該職員（女性職員を除く。）を除く。）が生後1年6月に達しない子（ <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子及び民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として理事長が別に定める者を含む）を育てる場合</u>	(略)	4 育児休暇	職員（育児休暇の承認を受けようとする時間において、育児休暇により育てようとする子を職員以外の当該子の親が育てることができる場合における当該職員（女性職員を除く。）を除く。）が生後1年6月に達しない子を育てる場合	(略)	
5 忌引休暇	(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下 <u>この項において同じ。</u> ) が死亡した場合 (2)～(3) (略)		5 忌引休暇	(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) が死亡した場合 (2)～(3) (略)	(略)	
6 慶弔休暇	(1) 職員の結婚の場合	<u>結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までの</u>	6 慶弔休暇	(1) 職員の結婚の場合	5日以内	

新		旧		改正理由等		
	(2) 職員の父母の祭日の場合	<u>期間内において</u> 5 日以内 1 日				
9 子の看護等 休暇	義務教育終了前の子(満 15 歳に達した日の属する学年の末日以前の子(同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。)をいい、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の子及び民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として理事長が別に定める者を含む。以下この項において同じ。)と同居してこれを監護する職員が、その子の看護のために次のいずれかに掲げるものを行う場合 (1) 負傷又は疾病による治療、療養中の看病及び通院等に伴うその子の世話 (2) その子が予防接種又は健康診断を受ける際の介助 (3) 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして理事長が定める事由に伴うその子の世話 (4) その子の教育若しくは保育に係る行事のうち理事長が定める事由への参加	1 の年度につき <u>6 日</u> (2 人の場合にあつては <u>12 日</u> 、 <u>3 人以上の場合にあつては 15 日</u> ) 以内とし、 <u>1 日又は 1 時間</u> を単位として与えることができるものとし、その残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを与えることができる。 上記において、1 の年度とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。	9 子の看護等 休暇	義務教育終了前の子(満 15 歳に達した日の属する学年の末日以前の子(同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。)をいい、配偶者の子を含む。)と同居してこれを監護する職員が、その子の看護のために次のいずれかに掲げるものを行う場合 (1) 負傷又は疾病による治療、療養中の看病及び通院等に伴うその子の世話 (2) その子が予防接種又は健康診断を受ける際の介助 (3) 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして理事長が定める事由に伴うその子の世話 (4) その子の教育若しくは保育に係る行事のうち理事長が定める事由への参加	1 日 1 の年度につき <u>5 日</u> ( <u>当該子が 1 人であつて、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては 6 日</u> 、 <u>2 人以上の場合にあつては 10 日</u> ) 以内とし、 <u>1 日を単位として与える。ただし、業務上支障がないと認める場合にあつては、1 時間</u> を単位として与えることができるものとし、その残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを与えることができる。 上記において、1 の年度とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実婚を対象とする制度の拡大に係る改正</li> <li>・子の看護等休暇の付与日数拡大に係る改正</li> <li>・育児・介護休業法の規定を満たすための所要の改正</li> </ul>
10 育児参加休暇	職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同	医師又は助産師の証明等に基づく配偶者の出産予定日前 8 週間目(多胎妊娠の場合にあつては、14	10 育児参加休暇	職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)	医師又は助産師の証明等に基づく妻の出産予定日前 8 週間目(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言の整理</li> </ul>

新		旧		改正理由等		
	じ。)が出産する場合であってその出産予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)と同居してこれらの子を監護する当該職員が、これらの子の監護のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	週間目)に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内につき5日以内とし、1日を単位として与える。ただし、業務上支障がないと認める場合にあっては、1時間を単位として与えることができるものとし、その残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを与えることができる。				
11 介護休暇	次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態にあるもの(以下「要介護者」という。)の介護、通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 <u>第5号を除き以下この項において同じ。</u> ) (2) 父母 (3) 子 (4) 配偶者の父母  (5) 父母の配偶者及び子の配偶者 (6) 配偶者の子  <u>(7) 祖父母、孫及び兄弟姉妹</u> <u>(8) 職員と同居し、又は生計を一にする次の者</u> ア 配偶者の父母の配偶者  <u>イ</u> 3親等内の親族(第5号、第6号又はイに掲げる者を除く。)	1の年度につき5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)以内とし、 <u>1日又は1時間</u> を単位として与えることができるものとし、その残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを与えることができる。 上記において、1の年度とは、4月1日から翌年3月31日までとする。	11 介護休暇	が出産する場合であってその出産予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)と同居してこれらの子を監護する当該職員が、これらの子の監護のため勤務しないことが相当であると認められるとき。  次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態にあるもの(以下「要介護者」という。)の介護、通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) (2) 父母 (3) 子 (4) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の父母 (5) 父母の配偶者及び子の配偶者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の子 <u>(7) 職員と同居し、又は生計を一にする次の者</u> ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の父母の配偶者 <u>イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</u> <u>ウ</u> 3親等内の親族(第5号、第6号又はイに掲げる者を除く。)	目)に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内につき5日以内とし、1日を単位として与える。ただし、業務上支障がないと認める場合にあっては、1時間を単位として与えることができるものとし、その残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを与えることができる。  1の年度につき5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)以内とし、 <u>1日を単位として与える。ただし、業務上支障がないと認める場合にあっては、1時間</u> を単位として与えることができるものとし、その残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを与えることができる。 上記において、1の年度とは、4月1日から翌年3月31日までとする。	・育児・介護休業法の規定を満たすための所要の改正 ・文言の整理

新			旧			改正理由等
12 特別休暇	(1)～(8) (略)  (9) <b>配偶者</b> (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) の出産の場合  (10) (略)	(略)	12 特別休暇	(1)～(8) (略)  (9) <b>妻</b> (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) の出産の場合  (10) (略)	(略)	・文言の整理